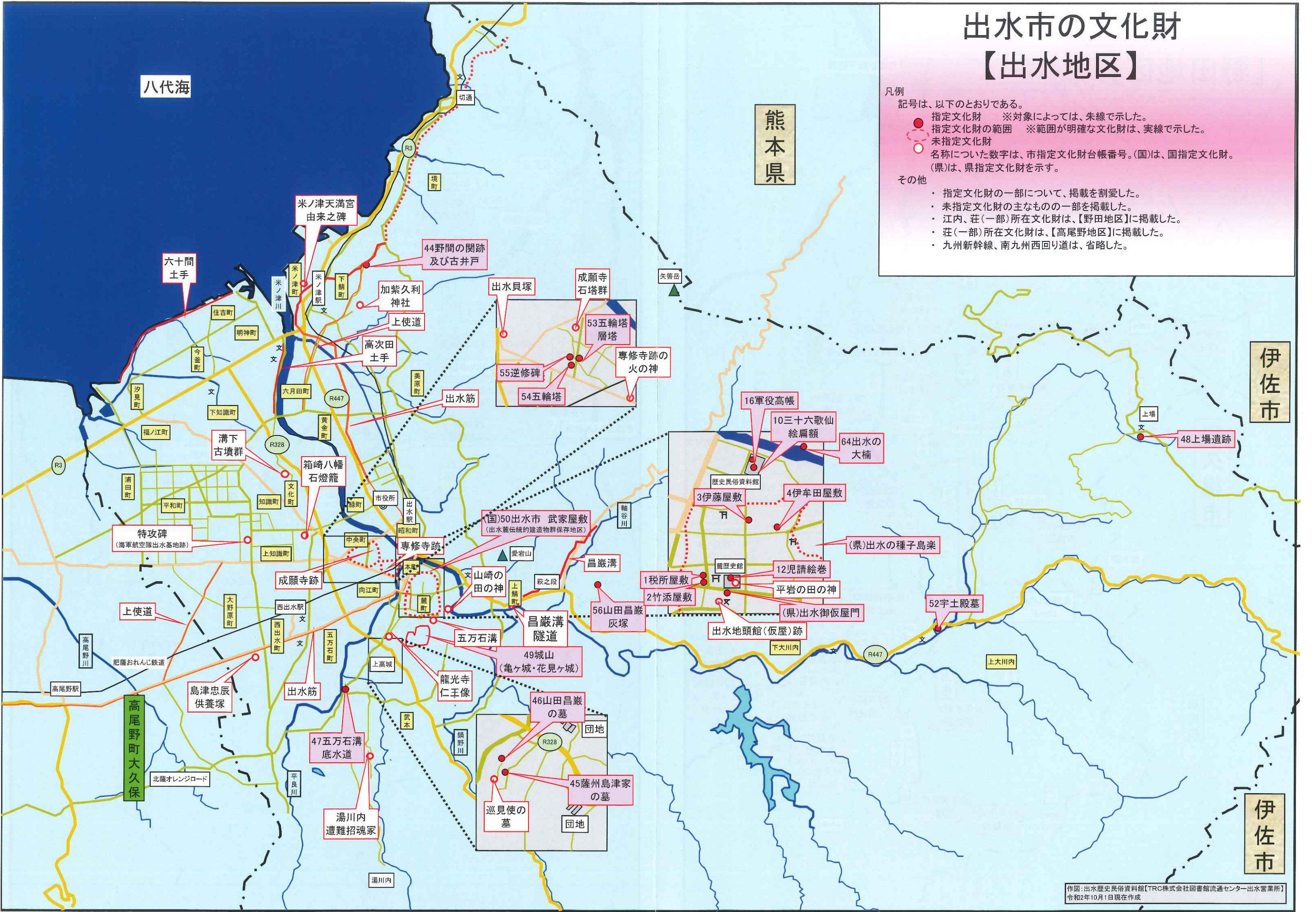


出水市の文化財

【出水地区】

凡例
記号は、以下のとおりである。
指定文化財 ※対象によっては、朱線で示した。
指定文化財の範囲 ※範囲が明確な文化財は、実線で示した。
未指定文化財
名称についた数字は、市指定文化財台帳番号。(国)は、国指定文化財。
(県)は、県指定文化財を示す。

その他
・ 指定文化財の一部について、掲載を割愛した。
・ 未指定文化財の主なものの一部を掲載した。
・ 江内、荘(一部)所在文化財は、【野田地区】に掲載した。
・ 荘(一部)所在文化財は、【高尾野地区】に掲載した。
・ 九州新幹線、南九州西回り道は、省略した。



出水市の文化財 【野田地区】



出水市の文化財 【高尾野地区】

